

○契約業者取扱要領（昭和55年12月1日港管第3722号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第18条 略</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。 4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。 4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格</p>

審査等については、なお従前の例による。 附 則 この要領は、平成5年6月1日から適用する。 附 則 1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。 2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。	附 則 この要領は、平成5年6月1日から適用する。 附 則 1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。 2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。
附 則 第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成8年12月19日港管第2555号) 本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。	附 則 第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成8年12月19日港管第2555号) 本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。
附 則 (平成10年12月17日港管第2374号) 本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。	附 則 (平成10年12月17日港管第2374号) 本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。
附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号) 本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。 附 則 (平成15年3月31日国港管第802号) 本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。 附 則 (平成16年3月1日国港管第1189号) 本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。 附 則 (平成16年10月27日国港管第639号) 本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。	附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号) 本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。 附 則 (平成15年3月31日国港管第802号) 本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。 附 則 (平成16年3月1日国港管第1189号) 本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。 附 則 (平成16年10月27日国港管第639号) 本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成17年10月7日国港総第236号)

この要領は、平成17年月10月14日から適用する。

附 則 (平成19年2月13日国港総第731号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成21年3月31日国港総第980号)

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成23年3月24日国港総第800号)

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・22年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成

附 則 (平成17年10月7日国港総第236号)

この要領は、平成17年月10月14日から適用する。

附 則 (平成19年2月13日国港総第731号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成21年3月31日国港総第980号)

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成23年3月24日国港総第800号)

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・22年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成

21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。

3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成27年3月13日国港総第480号)

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則(平成27年3月13日付け国港総第480号)ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成26年国土交通省

21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。

3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成27年3月13日国港総第480号)

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則(平成27年3月13日付け国港総第480号)ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成26年国土交通省

告示第1055号。)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

(等級に関する残留措置)

4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成29年3月14日国港総第519号)

1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。

(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成30年10月22日国港総第375号)

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、

告示第1055号。)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

(等級に関する残留措置)

4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成29年3月14日国港総第519号)

1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。

(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成30年10月22日国港総第375号)

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、

<p>平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p>	<p>平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p>
<p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p>	<p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p>
<p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p>	<p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p>
<p>附 則（平成31年 3月13日国港総第627号）</p> <p>1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p>	<p>附 則（平成31年 3月13日国港総第627号）</p> <p>1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p>
<p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p>	<p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p>
<p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p>	<p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p>
<p>附 則（令和2年6月9日国港総第165号）</p> <p>1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。 (新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)</p>	<p>附 則（令和2年6月9日国港総第165号）</p> <p>1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。 (新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)</p>
<p>2. 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第</p>	<p>2. 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第</p>

<p>1条の2(5)の規定の適用については、同条(5)「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。</p>	<p>1条の2(5)の規定の適用については、同条(5)「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。</p>
<p>3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、第3条第2項（8）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。</p>	<p>3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、第3条第2項（8）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。</p>
<p>附 則（令和2年10月29日国港総第395号） 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（令和2年10月29日国港総第395号） 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和3年3月18日国港総第726号） 1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p>	<p>附 則（令和3年3月18日国港総第726号） 1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p>
<p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（令和3・4年度の資格の決定等級が平成31・32年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p>	<p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（令和3・4年度の資格の決定等級が平成31・32年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p>
<p>3. 前項の希望をした者については、令和3・4年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p>	<p>3. 前項の希望をした者については、令和3・4年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p>
<p>附 則（令和3年6月10日国港総第129号） 1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。 (資格及び等級の再決定の取扱い) 2. 令和3・4年度の資格及び等級について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和3</p>	<p>附 則（令和3年6月10日国港総第129号） 1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。 (資格及び等級の再決定の取扱い) 2. 令和3・4年度の資格及び等級について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和3</p>

年国土交通省告示第246号)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和3年9月30日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(令和3年6月28日国港総第185号)

本通達は、令和3年7月1日から適用する。

附 則(令和4年2月24日国港総第618号)

本通達は、令和4年3月1日から適用する。

年国土交通省告示第246号)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和3年9月30日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(令和3年6月28日国港総第185号)

本通達は、令和3年7月1日から適用する。

【別記様式第1】

01-1 新規	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード	※ 申請者 05 の規格	06 適格組 平成・令和 年 月 日 会員登録明 第 号
02-2 更新				

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 殿

■ 本社(店)郵便番号 ■ 法人番号

フリガナ
■ 本社(店)住所

フリガナ
■ 商号又は名称

■ 役職
フリガナ 代表者氏名
■ 本社(店)電話番号 ■ 担当者電話番号
■ 本社(店)FAX番号 ■ 電子入札用ICカードの登録番号 (内線番号)

■ メールアドレス

(18) 代理人登録欄
■ 申請代理人郵便番号
■ 申請代理人住所 所
■ 申請代理人氏名

■ 外資状況
1. 外国籍会社 [国名:] 2. 日本国籍会社 [国名:] 3. 日本国籍会社 [国名:]
[外資比率: 100%] (各賃比率: %) (外資比率: %)
■ 営業年数 年
■ 総職員数 (人)

■ 設立年月日(西暦)
昭和 大正 平成 年 月 日

■ みなしだ企業
□ 下記のいずれかに該当する 該当しない
・発行株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

【別記様式第1】

※ 受付番号	※ 業者コード
--------	---------

24 ① 競争希望工種区分 ② 年間平均完成工事高
(千円) ③ 申請を希望する部局
01 東北 02 関東 03 北陸 04 中部 05 近畿 06 中四国 07 九州 08 合計
東北 東京 北陸 中部 近畿 四国 九州 合計
■ 01 空港等土木工事
■ 02 港湾土木工事
■ 03 港湾等しゅんせつ工事
■ 04 空港等舗装工事
■ 05 港湾等鋼構造物工事
■ その他
合計

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

【別記様式第1】

01-1 新規	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード	※ 申請者 05 の規格	06 適格組 平成・令和 年 月 日
02-2 更新				

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 3-4 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 殿

■ 本社(店)郵便番号 ■ 法人番号

フリガナ
■ 本社(店)住所

フリガナ
■ 商号又は名称

■ 役職
フリガナ 代表者氏名
■ 本社(店)電話番号 ■ 担当者電話番号
■ 本社(店)FAX番号 ■ 電子入札用ICカードの登録番号 (内線番号)

■ メールアドレス

(18) 代理人登録欄
■ 申請代理人郵便番号
■ 申請代理人住所 所
■ 申請代理人氏名

■ 外資状況
1. 外国籍会社 [国名:] 2. 日本国籍会社 [国名:]
[外資比率: 100%] (各賃比率: %) (外資比率: %)
■ 営業年数 年
■ 総職員数 (人)

■ 設立年月日(西暦)
昭和 大正 平成 年 月 日

■ みなしだ企業
□ 下記のいずれかに該当する 該当しない
・発行株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

【別記様式第1】

※ 受付番号	※ 業者コード
--------	---------

24 ① 競争希望工種区分 ② 年間平均完成工事高
(千円) ③ 申請を希望する部局
01 東北 02 関東 03 北陸 04 中部 05 近畿 06 中四国 07 九州 08 合計
東北 東京 北陸 中部 近畿 四国 九州 合計
■ 01 空港等土木工事
■ 02 港湾土木工事
■ 03 港湾等しゅんせつ工事
■ 04 空港等舗装工事
■ 05 港湾等鋼構造物工事
■ その他
合計

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式⑧-1

[別紙様式第2]

[支店番号]

[建設業許可番号]

[]

業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」共通）

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

1 建設業許可番号 [] - [] 本店電話番号(代表) []

組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 []

本店住所 []

子会社等(会社法第2条第4号の2の規定による子会社)

2 建設業許可番号 [] - [] 本店電話番号(代表) []

組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 []

本店住所 []

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

建設業許可番号 [] 商号又は名称(40文字以内) []

1	-
2	-
3	-
4	-
5	-
6	-
7	-
8	-
9	-
10	-

11	-
12	-
13	-
14	-
15	-
16	-
17	-
18	-
19	-
20	-

商号又は名称(40文字以内) []

役員の兼任に関する事項

役職名 []

氏名 []

1	-
2	-
3	-
4	-
5	-
6	-
7	-
8	-
9	-
10	-

兼任先の建設業許可番号 []

-
-
-
-
-

兼任先の商号又は名称(40文字以内) []

-
-
-
-
-

兼任先での役職 []

-
-
-
-
-

記載要項

1. 本記書は、申請日現在で作成すること。
2. 著合社等・所属する組合が建設業許可を受けない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
3. 「著合社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が著合社等欄に「著合会社等」欄に1点を記入し、所属する組合の欄には「該当する組合」欄にレ点を記入すること。
4. 登録名には、「取締役会」、「取締役」及び「取締役会」、「取締役」、「取締役会」、「取締役」、「監修人」、又は「その他」のいずれかを記載する。「監修人」、「取締役会」、「取締役」、「取締役会」、「取締役」及び「取締役会」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事においては役員に「該当しない」が、「取締役会」、「取締役」、「取締役会」及び「取締役」、「取締役会」、「取締役」、「取締役会」及び「取締役」の内容は下記の通り。
取締役会：指名監修会員取締役会における監修会員
取締役：指名監修会員取締役会における取締役
監修人：指名監修会員
5. 取締役会：指名監修会員取締役会における取締役会
取締役：指名監修会員取締役会における取締役
監修人：指名監修会員

〔別記様式第2〕

※受付番号

※発行コード

業態調書(「港湾空港関係」)

港湾工事用作業船保有状況

25	区分	能力	単位	数量			
				自社保有船	共有船	借上船	合計
1	浚渫船	掘削力	m ³ /h (浚渫能力)				
2	揚土船	揚土力	m ³ /h (揚土能力)				
3	起重機船(15t以上)	起重力	t (吊荷量)				
4	杭打船	杭打力	PS (主機馬力)				
5	ケーソン製作用作業台船	製作力	t (揚荷能力)				
6	地盤改良船	地盤改良力	隻数				
7	砂岩船	砂岩力	隻数				
8	その他特殊船	—	隻数				
9	環境性能の高い作業船	—	隻数				

(注)

1. 働土船には、リクレーマー船、バージアンローダー船、圧送船を含む。
 2. 起重機船には、クレーン付台船を含む。
 3. 地盤改良船には、固化材ブランチ船を含む。
 4. 砂岩船には、砕岩専用船を記入する。(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)
 5. その他の特殊船は、筋張船、トレード船、コンクリートドッキング船とする。
 6. 環境性能の高い作業船には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に定める、室素酸化物の放出量に係る放出基準を満足する作業船を指す。
- 対象とする作業船は、区分1～8に該する作業船と同じく、該当する場合は重複して記載することとする。
7. 記載事項の基準日は定期の資格審査を行なう前の10月1日とする。

専門技術者状況

26	登録海上起重基幹技能者	人
----	-------------	---

一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格し登録を受けている者(登録海上起重基幹技能者)の人数を記載する。
なお、「登録海上起重基幹技能者」と「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者がいる場合は、重複して人数を記入しないこと。

こと。

〔別記様式第2〕

※受付番号

※発行コード

業態調書(「港湾空港関係」)

港湾工事用作業船保有状況

25	区分	能力	単位	数量			
				自社保有船	共有船	借上船	合計
1	浚渫船	掘削力	m ³ /h (浚渫能力)				
2	揚土船	揚土力	m ³ /h (揚土能力)				
3	起重機船(15t以上)	起重力	t (吊荷量)				
4	杭打船	杭打力	PS (主機馬力)				
5	ケーソン製作用作業台船	製作力	t (揚荷能力)				
6	地盤改良船	地盤改良力	隻数				
7	砂岩船	砂岩力	隻数				
8	その他特殊船	—	隻数				
9	環境性能の高い作業船	—	隻数				

(注)

1. 揚土船には、リクレーマー船、バージアンローダー船、圧送船を含む。
 2. 起重機船には、クレーン付台船を含む。
 3. 地盤改良船には、固化材ブランチ船を含む。
 4. 砂岩船には、砕岩専用船を記入する。(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)
 5. その他の特殊船は、筋張船、トレード船、コンクリートドッキング船などを含む。
 6. 環境性能の高い作業船には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に定める、室素酸化物の放出量に係る放出基準を満足する作業船を指す。
- 対象とする作業船は、区分1～8に該する作業船と同じく、該当する場合は重複して記載することとする。
7. 記載事項の基準日は定期の資格審査を行なう前の10月1日とする。

専門技術者状況

26	登録海上起重基幹技能者又は海上起重作業管理技士	人
----	-------------------------	---

一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し登録を受けている者の人数を記入する。
なお、「登録海上起重基幹技能者」と「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者がいる場合は、重複して人数を記入しないこと。
また、記載事項の基準日は定期の資格審査を行なう前の10月1日とする。

【別記様式第2】

様式③-5

※受付番号	※建設業許可番号
-------	----------

業 調 書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」共通）

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた資利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれましては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることができないよう要請」を行っているところです。
ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調査をご提出下さい。

該当の有無について　有 無

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
1 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
2 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
3 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
4 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
5 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日

【記載要領】

1. 本調査書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内调动及び新規採用は問はず。平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はそのまま行方不明者である限り「国土交通省」は記入しない。(例:○○地方整備局○○河川国道事務所○○課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は担当している範囲において記入すること。

【別記様式第2】

様式③-5

※受付番号	※建設業許可番号
-------	----------

業 調 書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」共通）

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた資利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれましては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることができないよう要請」を行っているところです。
ついては、資格審査申請書類の一部として、このよる国土交通省退職者の有無等に関する調査をご提出下さい。

該当の有無について　有 無

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
1 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
2 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
3 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
4 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日
平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以後における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以後の日付)
5 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	国土交通省における退職時の官職	平成 年 月 日

【記載要領】

1. 本調査書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内调动及び新規採用は問はず。平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はそのまま行方不明者である限り「国土交通省」は記入しない。(例:○○地方整備局○○河川国道事務所○○課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は担当している範囲において記入すること。

〔別記様式第3〕

※受付番号 営業者コード

營業所一覧表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)	建設業許可業種(上段)
				FAX番号(下段)	営業区域(下段)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

様式④

〔別記様式第3〕

※受付番号 営業者コード

營業所一覧表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)	建設業許可業種(上段)
				FAX番号(下段)	営業区域(下段)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

様式④

<p style="text-align: right;">[別紙様式第4] ※受付番号 ※事業コード</p> <p style="text-align: center;">共同企業体等調書 その1(港湾空港関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設工事の種類</th> <th colspan="12">1. 総 計</th> <th colspan="12">2. 総 計</th> <th colspan="12">3. 総 計</th> <th colspan="12">合計</th> <th rowspan="2">合計点数 (Z1)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th><th>33</th><th>34</th><th>35</th><th>36</th><th>37</th><th>38</th><th>39</th><th>40</th><th>41</th><th>42</th><th>43</th><th>44</th><th>45</th><th>46</th><th>47</th><th>48</th><th>49</th><th>50</th><th>51</th><th>52</th><th>53</th><th>54</th><th>55</th><th>56</th><th>57</th><th>58</th><th>59</th><th>60</th><th>61</th><th>62</th><th>63</th><th>64</th><th>65</th><th>66</th><th>67</th><th>68</th><th>69</th><th>70</th><th>71</th><th>72</th><th>73</th><th>74</th><th>75</th><th>76</th><th>77</th><th>78</th><th>79</th><th>80</th><th>81</th><th>82</th><th>83</th><th>84</th><th>85</th><th>86</th><th>87</th><th>88</th><th>89</th><th>90</th><th>91</th><th>92</th><th>93</th><th>94</th><th>95</th><th>96</th><th>97</th><th>98</th><th>99</th><th>100</th><th>101</th><th>102</th><th>103</th><th>104</th><th>105</th><th>106</th><th>107</th><th>108</th><th>109</th><th>110</th><th>111</th><th>112</th><th>113</th><th>114</th><th>115</th><th>116</th><th>117</th><th>118</th><th>119</th><th>120</th><th>121</th><th>122</th><th>123</th><th>124</th><th>125</th><th>126</th><th>127</th><th>128</th><th>129</th><th>130</th><th>131</th><th>132</th><th>133</th><th>134</th><th>135</th><th>136</th><th>137</th><th>138</th><th>139</th><th>140</th><th>141</th><th>142</th><th>143</th><th>144</th><th>145</th><th>146</th><th>147</th><th>148</th><th>149</th><th>150</th><th>151</th><th>152</th><th>153</th><th>154</th><th>155</th><th>156</th><th>157</th><th>158</th><th>159</th><th>160</th><th>161</th><th>162</th><th>163</th><th>164</th><th>165</th><th>166</th><th>167</th><th>168</th><th>169</th><th>170</th><th>171</th><th>172</th><th>173</th><th>174</th><th>175</th><th>176</th><th>177</th><th>178</th><th>179</th><th>180</th><th>181</th><th>182</th><th>183</th><th>184</th><th>185</th><th>186</th><th>187</th><th>188</th><th>189</th><th>190</th><th>191</th><th>192</th><th>193</th><th>194</th><th>195</th><th>196</th><th>197</th><th>198</th><th>199</th><th>200</th><th>201</th><th>202</th><th>203</th><th>204</th><th>205</th><th>206</th><th>207</th><th>208</th><th>209</th><th>210</th><th>211</th><th>212</th><th>213</th><th>214</th><th>215</th><th>216</th><th>217</th><th>218</th><th>219</th><th>220</th><th>221</th><th>222</th><th>223</th><th>224</th><th>225</th><th>226</th><th>227</th><th>228</th><th>229</th><th>230</th><th>231</th><th>232</th><th>233</th><th>234</th><th>235</th><th>236</th><th>237</th><th>238</th><th>239</th><th>240</th><th>241</th><th>242</th><th>243</th><th>244</th><th>245</th><th>246</th><th>247</th><th>248</th><th>249</th><th>250</th><th>251</th><th>252</th><th>253</th><th>254</th><th>255</th><th>256</th><th>257</th><th>258</th><th>259</th><th>260</th><th>261</th><th>262</th><th>263</th><th>264</th><th>265</th><th>266</th><th>267</th><th>268</th><th>269</th><th>270</th><th>271</th><th>272</th><th>273</th><th>274</th><th>275</th><th>276</th><th>277</th><th>278</th><th>279</th><th>280</th><th>281</th><th>282</th><th>283</th><th>284</th><th>285</th><th>286</th><th>287</th><th>288</th><th>289</th><th>290</th><th>291</th><th>292</th><th>293</th><th>294</th><th>295</th><th>296</th><th>297</th><th>298</th><th>299</th><th>300</th><th>301</th><th>302</th><th>303</th><th>304</th><th>305</th><th>306</th><th>307</th><th>308</th><th>309</th><th>310</th><th>311</th><th>312</th><th>313</th><th>314</th><th>315</th><th>316</th><th>317</th><th>318</th><th>319</th><th>320</th><th>321</th><th>322</th><th>323</th><th>324</th><th>325</th><th>326</th><th>327</th><th>328</th><th>329</th><th>330</th><th>331</th><th>332</th><th>333</th><th>334</th><th>335</th><th>336</th><th>337</th><th>338</th><th>339</th><th>340</th><th>341</th><th>342</th><th>343</th><th>344</th><th>345</th><th>346</th><th>347</th><th>348</th><th>349</th><th>350</th><th>351</th><th>352</th><th>353</th><th>354</th><th>355</th><th>356</th><th>357</th><th>358</th><th>359</th><th>360</th><th>361</th><th>362</th><th>363</th><th>364</th><th>365</th><th>366</th><th>367</th><th>368</th><th>369</th><th>370</th><th>371</th><th>372</th><th>373</th><th>374</th><th>375</th><th>376</th><th>377</th><th>378</th><th>379</th><th>380</th><th>381</th><th>382</th><th>383</th><th>384</th><th>385</th><th>386</th><th>387</th><th>388</th><th>389</th><th>390</th><th>391</th><th>392</th><th>393</th><th>394</th><th>395</th><th>396</th><th>397</th><th>398</th><th>399</th><th>400</th><th>401</th><th>402</th><th>403</th><th>404</th><th>405</th><th>406</th><th>407</th><th>408</th><th>409</th><th>410</th><th>411</th><th>412</th><th>413</th><th>414</th><th>415</th><th>416</th><th>417</th><th>418</th><th>419</th><th>420</th><th>421</th><th>422</th><th>423</th><th>424</th><th>425</th><th>426</th><th>427</th><th>428</th><th>429</th><th>430</th><th>431</th><th>432</th><th>433</th><th>434</th><th>435</th><th>436</th><th>437</th><th>438</th><th>439</th><th>440</th><th>441</th><th>442</th><th>443</th><th>444</th><th>445</th><th>446</th><th>447</th><th>448</th><th>449</th><th>450</th><th>451</th><th>452</th><th>453</th><th>454</th><th>455</th><th>456</th><th>457</th><th>458</th><th>459</th><th>460</th><th>461</th><th>462</th><th>463</th><th>464</th><th>465</th><th>466</th><th>467</th><th>468</th><th>469</th><th>470</th><th>471</th><th>472</th><th>473</th><th>474</th><th>475</th><th>476</th><th>477</th><th>478</th><th>479</th><th>480</th><th>481</th><th>482</th><th>483</th><th>484</th><th>485</th><th>486</th><th>487</th><th>488</th><th>489</th><th>490</th><th>491</th><th>492</th><th>493</th><th>494</th><th>495</th><th>496</th><th>497</th><th>498</th><th>499</th><th>500</th><th>501</th><th>502</th><th>503</th><th>504</th><th>505</th><th>506</th><th>507</th><th>508</th><th>509</th><th>510</th><th>511</th><th>512</th><th>513</th><th>514</th><th>515</th><th>516</th><th>517</th><th>518</th><th>519</th><th>520</th><th>521</th><th>522</th><th>523</th><th>524</th><th>525</th><th>526</th><th>527</th><th>528</th><th>529</th><th>530</th><th>531</th><th>532</th><th>533</th><th>534</th><th>535</th><th>536</th><th>537</th><th>538</th><th>539</th><th>540</th><th>541</th><th>542</th><th>543</th><th>544</th><th>545</th><th>546</th><th>547</th><th>548</th><th>549</th><th>550</th><th>551</th><th>552</th><th>553</th><th>554</th><th>555</th><th>556</th><th>557</th><th>558</th><th>559</th><th>560</th><th>561</th><th>562</th><th>563</th><th>564</th><th>565</th><th>566</th><th>567</th><th>568</th><th>569</th><th>570</th><th>571</th><th>572</th><th>573</th><th>574</th><th>575</th><th>576</th><th>577</th><th>578</th><th>579</th><th>580</th><th>581</th><th>582</th><th>583</th><th>584</th><th>585</th><th>586</th><th>587</th><th>588</th><th>589</th><th>590</th><th>591</th><th>592</th><th>593</th><th>594</th><th>595</th><th>596</th><th>597</th><th>598</th><th>599</th><th>600</th><th>601</th><th>602</th><th>603</th><th>604</th><th>605</th><th>606</th><th>607</th><th>608</th><th>609</th><th>610</th><th>611</th><th>612</th><th>613</th><th>614</th><th>615</th><th>616</th><th>617</th><th>618</th><th>619</th><th>620</th><th>621</th><th>622</th><th>623</th><th>624</th><th>625</th><th>626</th><th>627</th><th>628</th><th>629</th><th>630</th><th>631</th><th>632</th><th>633</th><th>634</th><th>635</th><th>636</th><th>637</th><th>638</th><th>639</th><th>640</th><th>641</th><th>642</th><th>643</th><th>644</th><th>645</th><th>646</th><th>647</th><th>648</th><th>649</th><th>650</th><th>651</th><th>652</th><th>653</th><th>654</th><th>655</th><th>656</th><th>657</th><th>658</th><th>659</th><th>660</th><th>661</th><th>662</th><th>663</th><th>664</th><th>665</th><th>666</th><th>667</th><th>668</th><th>669</th><th>670</th><th>671</th><th>672</th><th>673</th><th>674</th><th>675</th><th>676</th><th>677</th><th>678</th><th>679</th><th>680</th><th>681</th><th>682</th><th>683</th><th>684</th><th>685</th><th>686</th><th>687</th><th>688</th><th>689</th><th>690</th><th>691</th><th>692</th><th>693</th><th>694</th><th>695</th><th>696</th><th>697</th><th>698</th><th>699</th><th>700</th><th>701</th><th>702</th><th>703</th><th>704</th><th>705</th><th>706</th><th>707</th><th>708</th><th>709</th><th>710</th><th>711</th><th>712</th><th>713</th><th>714</th><th>715</th><th>716</th><th>717</th><th>718</th><th>719</th><th>720</th><th>721</th><th>722</th><th>723</th><th>724</th><th>725</th><th>726</th><th>727</th><th>728</th><th>729</th><th>730</th><th>731</th><th>732</th><th>733</th><th>734</th><th>735</th><th>736</th><th>737</th><th>738</th><th>739</th><th>740</th><th>741</th><th>742</th><th>743</th><th>744</th><th>745</th><th>746</th><th>747</th><th>748</th><th>749</th><th>750</th><th>751</th><th>752</th><th>753</th><th>754</th><th>755</th><th>756</th><th>757</th><th>758</th><th>759</th><th>760</th><th>761</th><th>762</th><th>763</th><th>764</th><th>765</th><th>766</th><th>767</th><th>768</th><th>769</th><th>770</th><th>771</th><th>772</th><th>773</th><th>774</th><th>775</th><th>776</th><th>777</th><th>778</th><th>779</th><th>780</th><th>781</th><th>782</th><th>783</th><th>784</th><th>785</th><th>786</th><th>787</th><th>788</th><th>789</th><th>790</th><th>791</th><th>792</th><th>793</th><th>794</th><th>795</th><th>796</th><th>797</th><th>798</th><th>799</th><th>800</th><th>801</th><th>802</th><th>803</th><th>804</th><th>805</th><th>806</th><th>807</th><th>808</th><th>809</th><th>810</th><th>811</th><th>812</th><th>813</th><th>814</th><th>815</th><th>816</th><th>817</th><th>818</th><th>819</th><th>820</th><th>821</th><th>822</th><th>823</th><th>824</th><th>825</th><th>826</th><th>827</th><th>828</th><th>829</th><th>830</th><th>831</th><th>832</th><th>833</th><th>834</th><th>835</th><th>836</th><th>837</th><th>838</th><th>839</th><th>840</th><th>841</th><th>842</th><th>843</th><th>844</th><th>845</th><th>846</th><th>847</th><th>848</th><th>849</th><th>850</th><th>851</th><th>852</th><th>853</th><th>854</th><th>855</th><th>856</th><th>857</th><th>858</th><th>859</th><th>860</th><th>861</th><th>862</th><th>863</th><th>864</th><th>865</th><th>866</th><th>867</th><th>868</th><th>869</th><th>870</th><th>871</th><th>872</th><th>873</th><th>874</th><th>875</th><th>876</th><th>877</th><th>878</th><th>879</th><th>880</th><th>881</th><th>882</th><th>883</th><th>884</th><th>885</th><th>886</th><th>887</th><th>888</th><th>889</th><th>8810</th><th>8811</th><th>8812</th><th>8813</th><th>8814</th><th>8815</th><th>8816</th><th>8817</th><th>8818</th><th>8819</th><th>8820</th><th>8821</th><th>8822</th><th>8823</th><th>8824</th><th>8825</th><th>8826</th><th>8827</th><th>8828</th><th>8829</th><th>8830</th><th>8831</th><th>8832</th><th>8833</th><th>8834</th><th>8835</th><th>8836</th><th>8837</th><th>8838</th><th>8839</th><th>8840</th><th>8841</th><th>8842</th><th>8843</th><th>8844</th><th>8845</th><th>8846</th><th>8847</th><th>8848</th><th>8849</th><th>8850</th><th>8851</th><th>8852</th><th>8853</th><th>8854</th><th>8855</th><th>8856</th><th>8857</th><th>8858</th><th>8859</th><th>8860</th><th>8861</th><th>8862</th><th>8863</th><th>8864</th><th>8865</th><th>8866</th><th>8867</th><th>8868</th><th>8869</th><th>8870</th><th>8871</th><th>8872</th><th>8873</th><th>8874</th><th>8875</th><th>8876</th><th>8877</th><th>8878</th><th>8879</th><th>8880</th><th>8881</th><th>8882</th><th>8883</th><th>8884</th><th>8885</th><th>8886</th><th>8887</th><th>8888</th><th>8889</th><th>88810</th><th>88811</th><th>88812</th><th>88813</th><th>88814</th><th>88815</th><th>88816</th><th>88817</th><th>88818</th><th>88819</th><th>88820</th><th>88821</th><th>88822</th><th>88823</th><th>88824</th><th>88825</th><th>88826</th><th>88827</th><th>88828</th><th>88829</th><th>88830</th><th>88831</th><th>88832</th><th>88833</th><th>88834</th><th>88835</th><th>88836</th><th>88837</th><th>88838</th><th>88839</th><th>88840</th><th>88841</th><th>88842</th><th>88843</th><th>88844</th><th>88845</th><th>88846</th><th>88847</th><th>88848</th><th>88849</th><th>88850</th><th>88851</th><th>88852</th><th>88853</th><th>88854</th><th>88855</th><th>88856</th><th>88857</th><th>88858</th><th>88859</th><th>88860</th><th>88861</th><th>88862</th><th>88863</th><th>88864</th><th>88865</th><th>88866</th><th>88867</th><th>88868</th><th>88869</th><th>88870</th><th>88871</th><th>88872</th><th>88873</th><th>88874</th><th>88875</th><th>88876</th><th>88877</th><th>88878</th><th>88879</th><th>88880</th><th>88881</th><th>88882</th><th>88883</th><th>88884</th><th>88885</th><th>88886</th><th>88887</th><th>88888</th><th>88889</th><th>888810</th><th>888811</th><th>888812</th><th>888813</th><th>888814</th><th>888815</th><th>888816</th><th>888817</th><th>888818</th><th>888819</th><th>888820</th><th>888821</th><th>888822</th><th>888823</th><th>888824</th><th>888825</th><th>888826</th><th>888827</th><th>888828</th><th>888829</th><th>888830</th><th>888831</th><th>888832</th><th>888833</th><th>888834</th><th>888835</th><th>888836</th><th>888837</th><th>888838</th><th>888839</th><th>888840</th><th>888841</th><th>888842</th><th>888843</th><th>888844</th><th>888845</th><th>888846</th><th>888847</th><th>888848</th><th>888849</th><th>888850</th><th>888851</th><th>888852</th><th>888853</th><th>888854</th><th>888855</th><th>888856</th><th>888857</th><th>888858</th><th>888859</th><th>888860</th><th>888861</th><th>888862</th><th>888863</th><th>888864</th><th>888865</th><th>888866</th><th>888867</th><th>888868</th><th>888869</th><th>888870</th><th>888871</th><th>888872</th><th>888873</th><th>888874</th><th>888875</th><th>888876</th><th>888877</th><th>888878</th><th>888879</th><th>888880</th><th>888881</th><th>888882</th><th>888883</th><th>888884</th><th>888885</th><th>888886</th><th>888887</th><th>888888</th><th>888889</th><th>8888810</th><th>8888811</th><th>8888812</th><th>8888813</th><th>8888814</th><th>8888815</th><th>8888816</th><th>8888817</th><th>8888818</th><th>8888819</th><th>8888820</th><th>8888821</th><th>8888822</th><th>8888823</th><th>8888824</th><th>8888825</th><th>8888826</th><th>8888827</th><th>8888828</th><th>8888829</th><th>8888830</th><th>8888831</th><th>8888832</th><th>8888833</th><th>8888834</th><th>8888835</th><th>8888836</th><th>8888837</th><th>8888838</th><th>8888839</th><th>8888840</th><th>8888841</th><th>8888842</th><th>8888843</th><th>8888844</th><th>8888845</th><th>8888846</th><th>8888847</th><th>8888848</th><th>8888849</th><th>8888850</th><th>8888851</th><th>8888852</th><th>8888853</th><th>8888854</th><th>8888855</th><th>8888856</th><th>8888857</th><th>8888858</th><th>8888859</th><th>8888860</th><th>8888861</th><th>8888862</th><th>8888863</th><th>8888864</th><th>8888865</th><th>8888866</th><th>8888867</th><th>8888868</th><th>8888869</th><th>8888870</th><th>8888871</th><th>8888872</th><th>8888873</th><th>8888874</th><th>8888875</th><th>8888876</th><th>8888877</th><th>8888878</th><th>8888879</th><th>8888880</th><th>8888881</th><th>8888882</th><th>8888883</th><th>8888884</th><th>8888885</th><th>8888886</th><th>8888887</th><th>8888888</th><th>8888889</th><th>88888810</th><th>88888811</th><th>88888812</th><th>88888813</th><th>88888814</th><th>88888815</th><th>88888816</th><th>88888817</th><th>88888818</th><th>88888819</th><th>88888820</th><th>88888821</th><th>88888822</th><th>88888823</th><th>88888824</th><th>88888825</th><th>88888826</th><th>88888827</th><th>88888828</th><th>88888829</th><th>88888830</th><th>88888831</th><th>88888832</th><th>88888833</th><th>88888834</th><th>88888835</th><th>88888836</th><th>88888837</th><th>88888838</th><th>88888839</th><th>88888840</th><th>88888841</th><th>88888842</th><th>88888843</th><th>88888844</th><th>88888845</th><th>88888846</th><th>88888847</th><th>88888848</th><th>88888849</th><th>88888850</th><th>88888851</th><th>88888852</th><th>88888853</</th></tr></thead></table>	建設工事の種類	1. 総 計												2. 総 計												3. 総 計												合計												合計点数 (Z1)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	8810	8811	8812	8813	8814	8815	8816	8817	8818	8819	8820	8821	8822	8823	8824	8825	8826	8827	8828	8829	8830	8831	8832	8833	8834	8835	8836	8837	8838	8839	8840	8841	8842	8843	8844	8845	8846	8847	8848	8849	8850	8851	8852	8853	8854	8855	8856	8857	8858	8859	8860	8861	8862	8863	8864	8865	8866	8867	8868	8869	8870	8871	8872	8873	8874	8875	8876	8877	8878	8879	8880	8881	8882	8883	8884	8885	8886	8887	8888	8889	88810	88811	88812	88813	88814	88815	88816	88817	88818	88819	88820	88821	88822	88823	88824	88825	88826	88827	88828	88829	88830	88831	88832	88833	88834	88835	88836	88837	88838	88839	88840	88841	88842	88843	88844	88845	88846	88847	88848	88849	88850	88851	88852	88853	88854	88855	88856	88857	88858	88859	88860	88861	88862	88863	88864	88865	88866	88867	88868	88869	88870	88871	88872	88873	88874	88875	88876	88877	88878	88879	88880	88881	88882	88883	88884	88885	88886	88887	88888	88889	888810	888811	888812	888813	888814	888815	888816	888817	888818	888819	888820	888821	888822	888823	888824	888825	888826	888827	888828	888829	888830	888831	888832	888833	888834	888835	888836	888837	888838	888839	888840	888841	888842	888843	888844	888845	888846	888847	888848	888849	888850	888851	888852	888853	888854	888855	888856	888857	888858	888859	888860	888861	888862	888863	888864	888865	888866	888867	888868	888869	888870	888871	888872	888873	888874	888875	888876	888877	888878	888879	888880	888881	888882	888883	888884	888885	888886	888887	888888	888889	8888810	8888811	8888812	8888813	8888814	8888815	8888816	8888817	8888818	8888819	8888820	8888821	8888822	8888823	8888824	8888825	8888826	8888827	8888828	8888829	8888830	8888831	8888832	8888833	8888834	8888835	8888836	8888837	8888838	8888839	8888840	8888841	8888842	8888843	8888844	8888845	8888846	8888847	8888848	8888849	8888850	8888851	8888852	8888853	8888854	8888855	8888856	8888857	8888858	8888859	8888860	8888861	8888862	8888863	8888864	8888865	8888866	8888867	8888868	8888869	8888870	8888871	8888872	8888873	8888874	8888875	8888876	8888877	8888878	8888879	8888880	8888881	8888882	8888883	8888884	8888885	8888886	8888887	8888888	8888889	88888810	88888811	88888812	88888813	88888814	88888815	88888816	88888817	88888818	88888819	88888820	88888821	88888822	88888823	88888824	88888825	88888826	88888827	88888828	88888829	88888830	88888831	88888832	88888833	88888834	88888835	88888836	88888837	88888838	88888839	88888840	88888841	88888842	88888843	88888844	88888845	88888846	88888847	88888848	88888849	88888850	88888851	88888852	88888853</
建設工事の種類		1. 総 計												2. 総 計												3. 総 計												合計													合計点数 (Z1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	8810	8811	8812	8813	8814	8815	8816	8817	8818	8819	8820	8821	8822	8823	8824	8825	8826	8827	8828	8829	8830	8831	8832	8833	8834	8835	8836	8837	8838	8839	8840	8841	8842	8843	8844	8845	8846	8847	8848	8849	8850	8851	8852	8853	8854	8855	8856	8857	8858	8859	8860	8861	8862	8863	8864	8865	8866	8867	8868	8869	8870	8871	8872	8873	8874	8875	8876	8877	8878	8879	8880	8881	8882	8883	8884	8885	8886	8887	8888	8889	88810	88811	88812	88813	88814	88815	88816	88817	88818	88819	88820	88821	88822	88823	88824	88825	88826	88827	88828	88829	88830	88831	88832	88833	88834	88835	88836	88837	88838	88839	88840	88841	88842	88843	88844	88845	88846	88847	88848	88849	88850	88851	88852	88853	88854	88855	88856	88857	88858	88859	88860	88861	88862	88863	88864	88865	88866	88867	88868	88869	88870	88871	88872	88873	88874	88875	88876	88877	88878	88879	88880	88881	88882	88883	88884	88885	88886	88887	88888	88889	888810	888811	888812	888813	888814	888815	888816	888817	888818	888819	888820	888821	888822	888823	888824	888825	888826	888827	888828	888829	888830	888831	888832	888833	888834	888835	888836	888837	888838	888839	888840	888841	888842	888843	888844	888845	888846	888847	888848	888849	888850	888851	888852	888853	888854	888855	888856	888857	888858	888859	888860	888861	888862	888863	888864	888865	888866	888867	888868	888869	888870	888871	888872	888873	888874	888875	888876	888877	888878	888879	888880	888881	888882	888883	888884	888885	888886	888887	888888	888889	8888810	8888811	8888812	8888813	8888814	8888815	8888816	8888817	8888818	8888819	8888820	8888821	8888822	8888823	8888824	8888825	8888826	8888827	8888828	8888829	8888830	8888831	8888832	8888833	8888834	8888835	8888836	8888837	8888838	8888839	8888840	8888841	8888842	8888843	8888844	8888845	8888846	8888847	8888848	8888849	8888850	8888851	8888852	8888853	8888854	8888855	8888856	8888857	8888858	8888859	8888860	8888861	8888862	8888863	8888864	8888865	8888866	8888867	8888868	8888869	8888870	8888871	8888872	8888873	8888874	8888875	8888876	8888877	8888878	8888879	8888880	8888881	8888882	8888883	8888884	8888885	8888886	8888887	8888888	8888889	88888810	88888811	88888812	88888813	88888814	88888815	88888816	88888817	88888818	88888819	88888820	88888821	88888822	88888823	88888824	88888825	88888826	88888827	88888828	88888829	88888830	88888831	88888832	88888833	88888834	88888835	88888836	88888837	88888838	88888839	88888840	88888841	88888842	88888843	88888844	88888845	88888846	88888847	88888848	88888849	88888850	88888851	88888852	88888853</																																																	

[別記様式第5] 標式 1の1

01 1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者 04 の規格	05 通過組 合証明 第 平成・令和 年 月 日 号
2: 更新				

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和 年度において、**貴 地方整備局(港湾空港関係)**で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 地方整備局 殿

① 本社(店)郵便番号 [] - [] **② 法人番号** []

フリガナ []

③ 本社(店)住所 []

フリガナ []

④ 商号又は名称 []

⑤ 役職 [] **フリガナ** [] **⑥ 代表者氏名** [] **⑦ 相当者氏名** []

⑧ 本社(店)電話番号 [] **⑨ 相当者電話番号** [] (内線番号 [])

⑩ 本社(店)FAX番号 [] **⑪ 電子入札用ICカードの登録番号** []

⑫ メールアドレス []

⑬ 代理申請時使用欄
申請代理人 中請代理入社番号 []
中請代理入住所 所 []
中請代理入氏名 []

⑭ 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
例 建築業者	第	年 月 日	建築工事所	第	年 月 日	建設コンサルタント	第	年 月 日
準 建築業者	第	年 月 日	建設コンサルタント	第	年 月 日	不動産鑑定鑑査	第	年 月 日
準 建築設備工事業者	第	年 月 日	建設コンサルタント	第	年 月 日	計量測定事務機器	第	年 月 日

⑯ 設立年月日(和暦)

明治 大正 平成 [] 年 [] 月 [] 日

昭和 [] 年 [] 月 [] 日

⑰ みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

[別記様式第6] 標式 1の1

01 1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者 04 の規格	05 通過組 合証明 第 平成・令和 年 月 日 号
2: 更新				

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和3年度において、**貴 地方整備局(港湾空港関係)**で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 地方整備局 殿

① 本社(店)郵便番号 [] - [] **② 法人番号** []

フリガナ []

③ 本社(店)住所 []

フリガナ []

④ 商号又は名称 []

⑤ 役職 [] **フリガナ** [] **⑥ 代表者氏名** [] **⑦ 担当者氏名** []

⑧ 本社(店)電話番号 [] **⑨ 担当者電話番号** [] (内線番号 [])

⑩ 本社(店)FAX番号 [] **⑪ 電子入札用ICカードの登録番号** [] (内線番号 [])

⑫ メールアドレス []

⑬ 登録等を使用欄
申請代理人 申請代理人郵便番号 []
申請代理人住所 []
申請代理人氏名 []

⑭ 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
例 建築業者	第	年 月 日	建築工事所	第	年 月 日	建設コンサルタント	第	年 月 日
準 建築業者	第	年 月 日	建設コンサルタント	第	年 月 日	不動産鑑定鑑査	第	年 月 日
準 建築設備工事業者	第	年 月 日	建設コンサルタント	第	年 月 日	計量測定事務機器	第	年 月 日

⑮ 設立年月日(和暦)

明治 大正 平成 [] 年 [] 月 [] 日

昭和 [] 年 [] 月 [] 日

下記のいずれかに該当する 該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

<p style="text-align: right;">様式 1の2</p> <p>〔別記様式第5〕</p> <p>※受付番号 <input type="text"/> ※業者コード <input type="text"/></p> <p>21) 测量等実績高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">① 競争参加資格 希望業種区分</th> <th colspan="2">② 直前2年度分決算</th> <th colspan="2">③ 直前1年度分決算</th> <th rowspan="3">④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)</th> <th colspan="8">⑤ 申請を希望する部局</th> </tr> <tr> <th>年 月から</th> <th>年 月まで</th> <th>年 月から</th> <th>年 月まで</th> <th>01</th> <th>02</th> <th>03</th> <th>04</th> <th>05</th> <th>06</th> <th>07</th> <th>08</th> <th>合</th> </tr> <tr> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>東</th> <th>関</th> <th>北</th> <th>中</th> <th>近</th> <th>中</th> <th>四</th> <th>九</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>22) 有資格者数(人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造設計 一級建築士</th> <th rowspan="2">設備設計 一級機械工士</th> <th rowspan="2">一級建築士</th> <th rowspan="2">二級建築士</th> <th rowspan="2">建築設備士</th> <th rowspan="2">建築機械資格者</th> <th rowspan="2">一級土木 施工管理技士</th> <th rowspan="2">二級土木 施工管理技士</th> <th rowspan="2">測量士</th> <th rowspan="2">測量士補</th> <th rowspan="2">環境計量士</th> <th rowspan="2">下勤衛生監定士</th> <th rowspan="2">不動産鑑定士</th> <th rowspan="2">合</th> </tr> <tr> <th>構造設計 一級建築士</th> <th>設備設計 一級機械工士</th> <th>一級建築士</th> <th>二級建築士</th> <th>建築設備士</th> <th>建築機械資格者</th> <th>一級土木 施工管理技士</th> <th>二級土木 施工管理技士</th> <th>測量士</th> <th>測量士補</th> <th>環境計量士</th> <th>下勤衛生監定士</th> <th>不動産鑑定士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部門</td> <td>農業部門</td> <td>森林部門</td> <td>水産部門</td> <td>電気電子部門</td> <td>機械部門</td> <td>機械工学部門 (機械設計)</td> <td>機械工学部門 (機械設計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾海洋調査 士</td> <td>RCCM</td> <td>APEC エンジニア</td> <td>水路測量技術 物維持管理士</td> <td>曳引・海底構造 物設計士</td> <td>土地家屋調査士</td> <td>司法書士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局								年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで	01	02	03	04	05	06	07	08	合	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	東	関	北	中	近	中	四	九	計	その他														合 計														構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	下勤衛生監定士	不動産鑑定士	合	構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	下勤衛生監定士	不動産鑑定士	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	機械工学部門 (機械設計)	機械工学部門 (機械設計)							港湾海洋調査 士	RCCM	APEC エンジニア	水路測量技術 物維持管理士	曳引・海底構造 物設計士	土地家屋調査士	司法書士								<p style="text-align: right;">様式 1の2</p> <p>〔別記様式第5〕</p> <p>※受付番号 <input type="text"/> ※業者コード <input type="text"/></p> <p>21) 测量等実績高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">① 競争参加資格 希望業種区分</th> <th colspan="2">② 直前2年度分決算</th> <th colspan="2">③ 直前1年度分決算</th> <th rowspan="3">④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)</th> <th colspan="8">⑤ 申請を希望する部局</th> </tr> <tr> <th>年 月から</th> <th>年 月まで</th> <th>年 月から</th> <th>年 月まで</th> <th>01</th> <th>02</th> <th>03</th> <th>04</th> <th>05</th> <th>06</th> <th>07</th> <th>08</th> <th>合</th> </tr> <tr> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>東</th> <th>関</th> <th>北</th> <th>中</th> <th>近</th> <th>中</th> <th>四</th> <th>九</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>22) 有資格者数(人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造設計 一級建築士</th> <th rowspan="2">設備設計 一級機械工士</th> <th rowspan="2">一級建築士</th> <th rowspan="2">二級建築士</th> <th rowspan="2">建築設備士</th> <th rowspan="2">建築機械資格者</th> <th rowspan="2">一級土木 施工管理技士</th> <th rowspan="2">二級土木 施工管理技士</th> <th rowspan="2">測量士</th> <th rowspan="2">測量士補</th> <th rowspan="2">環境計量士</th> <th rowspan="2">不動産鑑定士</th> <th rowspan="2">合</th> </tr> <tr> <th>構造設計 一級建築士</th> <th>設備設計 一級機械工士</th> <th>一級建築士</th> <th>二級建築士</th> <th>建築設備士</th> <th>建築機械資格者</th> <th>一級土木 施工管理技士</th> <th>二級土木 施工管理技士</th> <th>測量士</th> <th>測量士補</th> <th>環境計量士</th> <th>不動産鑑定士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部門</td> <td>農業部門</td> <td>森林部門</td> <td>水産部門</td> <td>電気電子部門</td> <td>機械部門</td> <td>情報工学部門 (機械測量)</td> <td>地質調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾海洋調査 士</td> <td>地質調査技士</td> <td>RCCM</td> <td>APEC エンジニア</td> <td>水路測量技術 物維持管理士</td> <td>曳引・海底構造 物設計士</td> <td>土地家屋調査士</td> <td>司法書士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局								年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで	01	02	03	04	05	06	07	08	合	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	東	関	北	中	近	中	四	九	計	その他														合 計														構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	合	構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門 (機械測量)	地質調査						港湾海洋調査 士	地質調査技士	RCCM	APEC エンジニア	水路測量技術 物維持管理士	曳引・海底構造 物設計士	土地家屋調査士	司法書士					
① 競争参加資格 希望業種区分		② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算			④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局																																																																																																																																																																																																																																											
		年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで			01	02	03	04	05	06	07	08	合																																																																																																																																																																																																																																			
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	東	関		北	中	近	中	四	九	計																																																																																																																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計																																																																																																																																																																																																																																																			
構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	下勤衛生監定士	不動産鑑定士	合																																																																																																																																																																																																																																						
														構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	下勤衛生監定士	不動産鑑定士																																																																																																																																																																																																																									
建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	機械工学部門 (機械設計)	機械工学部門 (機械設計)																																																																																																																																																																																																																																												
港湾海洋調査 士	RCCM	APEC エンジニア	水路測量技術 物維持管理士	曳引・海底構造 物設計士	土地家屋調査士	司法書士																																																																																																																																																																																																																																													
① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局																																																																																																																																																																																																																																													
	年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで		01	02	03	04	05	06	07	08	合																																																																																																																																																																																																																																					
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		東	関	北	中	近	中	四	九	計																																																																																																																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計																																																																																																																																																																																																																																																			
構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	合																																																																																																																																																																																																																																							
													構造設計 一級建築士	設備設計 一級機械工士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築機械資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士																																																																																																																																																																																																																											
建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門 (機械測量)	地質調査																																																																																																																																																																																																																																												
港湾海洋調査 士	地質調査技士	RCCM	APEC エンジニア	水路測量技術 物維持管理士	曳引・海底構造 物設計士	土地家屋調査士	司法書士																																																																																																																																																																																																																																												

<p style="text-align: right;">様式1の3</p> <p>[別記様式第6]</p> <p>※受付番号 <input type="text"/> ※業者コード <input type="text"/></p> <p>23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="19">建設コンサルタント業務</th> <th colspan="10">補償コンサルタント業務</th> </tr> <tr> <td>1 河川 整備 事業 ・砂 利開発</td> <td>2 空港 港湾 施設 ・第一 防波堤</td> <td>3 電力 道路</td> <td>4 鉄道</td> <td>5 下水道</td> <td>6 農業土木</td> <td>7 水産物</td> <td>8 医薬</td> <td>9 造園</td> <td>10 地質</td> <td>11 基盤工事</td> <td>12 機械</td> <td>13 機器</td> <td>14 電子</td> <td>15 機器</td> <td>16 機器</td> <td>17 機器</td> <td>18 機器</td> <td>19 機器</td> <td>20 機器</td> <td>21 機器</td> <td>22 土地評価</td> <td>23 土地調査</td> <td>24 物件</td> <td>25 地質</td> <td>26 被災者補償</td> <td>27 被災者損失</td> <td>28 被災者間連</td> <td>29 総合補償</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力土木</td> <td>港湾及び 施設</td> <td>道路</td> <td>鐵道</td> <td>下水道</td> <td>農業土木</td> <td>水産物</td> <td>医薬</td> <td>造園</td> <td>地質</td> <td>基盤工事</td> <td>機械</td> <td>機器</td> <td>電子</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>土地評価</td> <td>土地調査</td> <td>物件</td> <td>地質</td> <td>被災者補償</td> <td>被災者損失</td> <td>被災者間連</td> <td>総合補償</td> </tr> </tbody> </table> <p>24 区 分 直前決算時(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4">自己資本額</td> <td>① (うち外國資本) 株主資本</td> <td>(C)</td> </tr> <tr> <td>② 評価・換算差額等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 計(P)</td> <td></td> </tr> </table> <p>25 損益計算書 税引前当期利益(千円)(S)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 流動資産(千円)(m)</td> <td></td> </tr> </table> <p>26 貸借対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>② 流動負債(千円)(n)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 固定資産(千円)(Q)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 総資本額(千円)(R)</td> <td></td> </tr> </table> <p>27 経営比率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 総資本純利益率(S/R×100)</td> <td>. (%)</td> </tr> <tr> <td>② 流動比率(m/n×100)</td> <td>. (%)</td> </tr> <tr> <td>③ 自己資本固定比率(P/Q×100)</td> <td>. (%)</td> </tr> </table> <p>28 外資状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 外国籍会社</td> <td>3 日本国籍会社</td> </tr> <tr> <td>〔国名:]</td> <td>〔国名:]</td> </tr> </table> <p>29 営業年数等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 創業</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>② 休業期間又は転(廃)業の期間</td> <td>年月日から年月日まで</td> </tr> <tr> <td>③ 現組織への変更</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>④ 営業年数</td> <td>年</td> </tr> </table> <p>30 常勤職員の数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 技術職員</td> <td>② 事務職員</td> <td>③ その他の職員</td> <td>④ 計</td> <td>⑤ 従業員等</td> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ ⑤は④の内数</p>	建設コンサルタント業務																			補償コンサルタント業務										1 河川 整備 事業 ・砂 利開発	2 空港 港湾 施設 ・第一 防波堤	3 電力 道路	4 鉄道	5 下水道	6 農業土木	7 水産物	8 医薬	9 造園	10 地質	11 基盤工事	12 機械	13 機器	14 電子	15 機器	16 機器	17 機器	18 機器	19 機器	20 機器	21 機器	22 土地評価	23 土地調査	24 物件	25 地質	26 被災者補償	27 被災者損失	28 被災者間連	29 総合補償	電力土木	港湾及び 施設	道路	鐵道	下水道	農業土木	水産物	医薬	造園	地質	基盤工事	機械	機器	電子	機器	土地評価	土地調査	物件	地質	被災者補償	被災者損失	被災者間連	総合補償	自己資本額	① (うち外國資本) 株主資本	(C)	② 評価・換算差額等		③ 新株予約権		④ 計(P)		① 流動資産(千円)(m)		② 流動負債(千円)(n)		③ 固定資産(千円)(Q)		④ 総資本額(千円)(R)		① 総資本純利益率(S/R×100)	. (%)	② 流動比率(m/n×100)	. (%)	③ 自己資本固定比率(P/Q×100)	. (%)	1 外国籍会社	3 日本国籍会社	〔国名:]	〔国名:]	① 創業	年月日	② 休業期間又は転(廃)業の期間	年月日から年月日まで	③ 現組織への変更	年月日	④ 営業年数	年	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 従業員等	(人)					<p style="text-align: right;">様式1の3</p> <p>[別記様式第5]</p> <p>※受付番号 <input type="text"/> ※業者コード <input type="text"/></p> <p>23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="20">建設コンサルタント業務</th> <th colspan="9">補償コンサルタント業務</th> </tr> <tr> <td>1 河川 整備 事業 ・砂 利開発</td> <td>2 空港 港湾 施設 ・第一 防波堤</td> <td>3 電力 道路</td> <td>4 鉄道</td> <td>5 上下水道</td> <td>6 農業土木</td> <td>7 森林土木</td> <td>8 水産土木</td> <td>9 農業土木</td> <td>10 森林土木</td> <td>11 水産土木</td> <td>12 廃棄物</td> <td>13 造園</td> <td>14 地質</td> <td>15 土木</td> <td>16 トンネル</td> <td>17 建設環境</td> <td>18 施設環境</td> <td>19 機械</td> <td>20 電気電子</td> <td>21 土地調査</td> <td>22 土地評価</td> <td>23 物件</td> <td>24 機械工作物</td> <td>25 特許業補償</td> <td>26 事業損失</td> <td>27 補償間連</td> <td>28 総合補償</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力土木</td> <td>港湾及び 施設</td> <td>道路</td> <td>鐵道</td> <td>下水道</td> <td>農業土木</td> <td>森林土木</td> <td>水産土木</td> <td>農業土木</td> <td>森林土木</td> <td>水産土木</td> <td>廃棄物</td> <td>造園</td> <td>地質</td> <td>土木</td> <td>トンネル</td> <td>建設環境</td> <td>施設環境</td> <td>機械</td> <td>電気電子</td> <td>土地調査</td> <td>土地評価</td> <td>物件</td> <td>機械工作物</td> <td>特許業補償</td> <td>事業損失</td> <td>補償間連</td> <td>総合補償</td> </tr> </tbody> </table> <p>24 区 分 直前決算時(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4">自己資本額</td> <td>① (うち外國資本) 株主資本</td> <td>(C)</td> </tr> <tr> <td>② 評価・換算差額等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 計(P)</td> <td></td> </tr> </table> <p>25 損益計算書 税引前当期利益(千円)(S)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 流動資産(千円)(m)</td> <td></td> </tr> </table> <p>26 貸借対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>② 流動負債(千円)(n)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 固定資産(千円)(Q)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 総資本額(千円)(R)</td> <td></td> </tr> </table> <p>27 経営比率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 総資本純利益率(S/R×100)</td> <td>. (%)</td> </tr> <tr> <td>② 流動比率(m/n×100)</td> <td>. (%)</td> </tr> <tr> <td>③ 自己資本固定比率(P/Q×100)</td> <td>. (%)</td> </tr> </table> <p>28 外資状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 外国籍会社</td> <td>3 日本国籍会社</td> </tr> <tr> <td>〔国名:]</td> <td>〔国名:]</td> </tr> </table> <p>29 営業年数等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 創業</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>② 休業期間又は転(廃)業の期間</td> <td>年月日から年月日まで</td> </tr> <tr> <td>③ 現組織への変更</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>④ 営業年数</td> <td>年</td> </tr> </table> <p>30 常勤職員の数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 技術職員</td> <td>② 事務職員</td> <td>③ その他の職員</td> <td>④ 計</td> <td>⑤ 従業員等</td> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ ⑤は④の内数</p>	建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務									1 河川 整備 事業 ・砂 利開発	2 空港 港湾 施設 ・第一 防波堤	3 電力 道路	4 鉄道	5 上下水道	6 農業土木	7 森林土木	8 水産土木	9 農業土木	10 森林土木	11 水産土木	12 廃棄物	13 造園	14 地質	15 土木	16 トンネル	17 建設環境	18 施設環境	19 機械	20 電気電子	21 土地調査	22 土地評価	23 物件	24 機械工作物	25 特許業補償	26 事業損失	27 補償間連	28 総合補償	電力土木	港湾及び 施設	道路	鐵道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	地質	土木	トンネル	建設環境	施設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特許業補償	事業損失	補償間連	総合補償	自己資本額	① (うち外國資本) 株主資本	(C)	② 評価・換算差額等		③ 新株予約権		④ 計(P)		① 流動資産(千円)(m)		② 流動負債(千円)(n)		③ 固定資産(千円)(Q)		④ 総資本額(千円)(R)		① 総資本純利益率(S/R×100)	. (%)	② 流動比率(m/n×100)	. (%)	③ 自己資本固定比率(P/Q×100)	. (%)	1 外国籍会社	3 日本国籍会社	〔国名:]	〔国名:]	① 創業	年月日	② 休業期間又は転(廃)業の期間	年月日から年月日まで	③ 現組織への変更	年月日	④ 営業年数	年	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 従業員等	(人)											
建設コンサルタント業務																			補償コンサルタント業務																																																																																																																																																																																																																																																					
1 河川 整備 事業 ・砂 利開発	2 空港 港湾 施設 ・第一 防波堤	3 電力 道路	4 鉄道	5 下水道	6 農業土木	7 水産物	8 医薬	9 造園	10 地質	11 基盤工事	12 機械	13 機器	14 電子	15 機器	16 機器	17 機器	18 機器	19 機器	20 機器	21 機器	22 土地評価	23 土地調査	24 物件	25 地質	26 被災者補償	27 被災者損失	28 被災者間連	29 総合補償																																																																																																																																																																																																																																												
電力土木	港湾及び 施設	道路	鐵道	下水道	農業土木	水産物	医薬	造園	地質	基盤工事	機械	機器	電子	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	土地評価	土地調査	物件	地質	被災者補償	被災者損失	被災者間連	総合補償																																																																																																																																																																																																																																											
自己資本額	① (うち外國資本) 株主資本	(C)																																																																																																																																																																																																																																																																						
	② 評価・換算差額等																																																																																																																																																																																																																																																																							
	③ 新株予約権																																																																																																																																																																																																																																																																							
	④ 計(P)																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 流動資産(千円)(m)																																																																																																																																																																																																																																																																								
② 流動負債(千円)(n)																																																																																																																																																																																																																																																																								
③ 固定資産(千円)(Q)																																																																																																																																																																																																																																																																								
④ 総資本額(千円)(R)																																																																																																																																																																																																																																																																								
① 総資本純利益率(S/R×100)	. (%)																																																																																																																																																																																																																																																																							
② 流動比率(m/n×100)	. (%)																																																																																																																																																																																																																																																																							
③ 自己資本固定比率(P/Q×100)	. (%)																																																																																																																																																																																																																																																																							
1 外国籍会社	3 日本国籍会社																																																																																																																																																																																																																																																																							
〔国名:]	〔国名:]																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 創業	年月日																																																																																																																																																																																																																																																																							
② 休業期間又は転(廃)業の期間	年月日から年月日まで																																																																																																																																																																																																																																																																							
③ 現組織への変更	年月日																																																																																																																																																																																																																																																																							
④ 営業年数	年																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 従業員等																																																																																																																																																																																																																																																																				
(人)																																																																																																																																																																																																																																																																								
建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務																																																																																																																																																																																																																																																				
1 河川 整備 事業 ・砂 利開発	2 空港 港湾 施設 ・第一 防波堤	3 電力 道路	4 鉄道	5 上下水道	6 農業土木	7 森林土木	8 水産土木	9 農業土木	10 森林土木	11 水産土木	12 廃棄物	13 造園	14 地質	15 土木	16 トンネル	17 建設環境	18 施設環境	19 機械	20 電気電子	21 土地調査	22 土地評価	23 物件	24 機械工作物	25 特許業補償	26 事業損失	27 補償間連	28 総合補償																																																																																																																																																																																																																																													
電力土木	港湾及び 施設	道路	鐵道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	地質	土木	トンネル	建設環境	施設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特許業補償	事業損失	補償間連	総合補償																																																																																																																																																																																																																																													
自己資本額	① (うち外國資本) 株主資本	(C)																																																																																																																																																																																																																																																																						
	② 評価・換算差額等																																																																																																																																																																																																																																																																							
	③ 新株予約権																																																																																																																																																																																																																																																																							
	④ 計(P)																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 流動資産(千円)(m)																																																																																																																																																																																																																																																																								
② 流動負債(千円)(n)																																																																																																																																																																																																																																																																								
③ 固定資産(千円)(Q)																																																																																																																																																																																																																																																																								
④ 総資本額(千円)(R)																																																																																																																																																																																																																																																																								
① 総資本純利益率(S/R×100)	. (%)																																																																																																																																																																																																																																																																							
② 流動比率(m/n×100)	. (%)																																																																																																																																																																																																																																																																							
③ 自己資本固定比率(P/Q×100)	. (%)																																																																																																																																																																																																																																																																							
1 外国籍会社	3 日本国籍会社																																																																																																																																																																																																																																																																							
〔国名:]	〔国名:]																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 創業	年月日																																																																																																																																																																																																																																																																							
② 休業期間又は転(廃)業の期間	年月日から年月日まで																																																																																																																																																																																																																																																																							
③ 現組織への変更	年月日																																																																																																																																																																																																																																																																							
④ 営業年数	年																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 従業員等																																																																																																																																																																																																																																																																				
(人)																																																																																																																																																																																																																																																																								

〔別記様式第7〕

* 受付番号

* 案者コード |

技 術 者 經 歷 書

(幾種)

記載短信

- 1 本番は、登録を希望する業種毎に作成すること。
 - 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものと記載すること。
(例) ○○建築士、○○土木施工管理技士)
 - 3 「実務経験」の欄には、最近までのものから記載し、純粋に測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

標式 3

〔別記様式第7〕

技 術 者 經 歷 書

(業種)

記載要領

- 1 本表は、業種を希望する業種毎に作成すこと。
2 「法令による免許等」の欄には、業務に際し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例) ○○職業簿上、○○土木施工管理技術士)
3 「実務経験」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事した職種及び部位を記載すること。

[別記様式8]

* 受付番号		* 営業コード	
--------	--	---------	--

営業所一覧表

※番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)	営業区域
				FAX番号(下段)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

様式4

[別記様式第8]

* 受付番号		* 営業コード	
--------	--	---------	--

営業所一覧表

※番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)	営業区域
				FAX番号(下段)	
1		-			
2		-			
3		-			
4		-			
5		-			
6		-			
7		-			
8		-			
9		-			
10		-			
11		-			
12		-			
13		-			
14		-			
15		-			
16		-			
17		-			
18		-			
19		-			
20		-			
21		-			
22		-			
23		-			
24		-			
25		-			
26		-			
27		-			
28		-			
29		-			
30		-			
31		-			
32		-			
33		-			
34		-			
35		-			
36		-			
37		-			
38		-			
39		-			
40		-			
41		-			
42		-			
43		-			
44		-			
45		-			
46		-			
47		-			
48		-			
49		-			
50		-			
51		-			
52		-			
53		-			
54		-			
55		-			
56		-			
57		-			
58		-			
59		-			
60		-			
61		-			
62		-			
63		-			
64		-			
65		-			
66		-			
67		-			
68		-			
69		-			
70		-			
71		-			
72		-			
73		-			
74		-			
75		-			
76		-			
77		-			
78		-			
79		-			
80		-			
81		-			
82		-			
83		-			
84		-			
85		-			
86		-			
87		-			
88		-			
89		-			
90		-			
91		-			
92		-			
93		-			
94		-			
95		-			
96		-			
97		-			
98		-			
99		-			
100		-			

様式4

